

項番	審査項目	提案書の記述内容	評価基準	評価割合
1 導入における体制等の評価				15/90
1-1	他団体における情報ネットワークの導入実績	過去3か年（令和2年度から令和4年度）の間における、地方自治体又は国における本市と同規模又はそれ以上の規模の情報ネットワークシステムの導入実績（団体名、団体の職員数、導入時期等）を記載すること。	提案者が有する同規模又はそれ以上の案件の導入実績の件数を定量的に評価する。	3点
1-2	プロジェクト実施体制	設計・構築から保守運用まで、本調達全体における提案者側のプロジェクト実施体制を、具体的な体制図等で示し、また要員の持つ資格・経験等も具体的に記載すること。	提案者のプロジェクト実施体制が、本調達を円滑に実施するために十分なものであるかを評価する。	6点
1-3	導入スケジュール	新庁舎移転までの設計・構築に係る全体のスケジュール案を、想定されるリスク（遅延や問題発生など）に対する解決策や、旭川市側との役割分担を考慮しながら、具体的に記載すること。	スケジュールが、リスクを想定した上で確実に目的を達成できるものであるか、また、本市側の負担についても考慮されているかを評価する。	6点
2 導入機器等の評価				36/90
2-1	新庁舎全庁ネットワーク機器の他での導入実績	提案する新庁舎全庁ネットワーク機器について、機器ごとに本市と同規模がそれ以上の団体（官公庁に限らない。）においてどの程度採用されている機器であるか、具体的な団体名を挙げて実績を示すこと。（受託者が導入したものに限らない。）	提案される新庁舎全庁ネットワーク機器が、他の同規模かそれ以上の団体でどの程度採用実績があるかを定量的に評価する。	3点
2-2	新庁舎ネットワーク機器で実現できる具体的な機能・運用	提案する新庁舎全庁ネットワーク機器の機能により、どのような職員の働き方を表現できるか、それはどの程度安定して実現できる運用なのか、また情報政策課による運用管理にどのような改善効果が見込めるか、具体的な運用を提示すること。	実現される機能と運用が、新庁舎において職員の働き方にどれだけ有意義なものか、また、情報政策課の運用がどう改善されるかを評価する。	9点
2-3	既存全庁ネットワーク基盤機器等との連携・相乗効果	提案する新庁舎全庁ネットワーク機器が既存の全庁ネットワーク基盤機器等どのように連携し、今回導入する新庁舎全庁ネットワーク機器だけでなく、既存の全庁ネットワーク基盤機器等に対してどのような相乗効果が期待できるかを、具体的に示すこと。	新庁舎全庁ネットワーク機器を導入することで、新庁舎全庁ネットワーク機器だけでなく、既存の全庁ネットワーク基盤機器等においても、機能や保守運用において有意義であるかを評価する。	6点
2-4	ネットワークの安定運用を実現するための仕組み	提案する新庁舎全庁ネットワーク機器で運用するネットワークについて、想定される障害を列挙し、これに対して安定運用するためにどのような仕組みを設けているかについて、具体的に示すこと。	新庁舎全庁ネットワーク機器について、障害が発生した際に、どのようにネットワークの安定運用を継続できる仕組みであるかを評価する。	9点
2-5	新庁舎全庁ネットワークの情報セキュリティの確保	新庁舎において想定される情報セキュリティリスクを列挙し、これに対して新庁舎全庁ネットワーク機器でどのように安全を確保し、職員が安心してネットワークを使用できるようにするための具体的な方法を示すこと。	導入する新庁舎全庁ネットワーク機器について、情報セキュリティがしっかりと守られるかを評価する。	6点
2-6	その他有意義な追加提案	仕様書に記載されている範囲を超えて、旭川市にとって有意義な追加機器等の提案があれば、有意義である理由とともに記載すること。このとき、提案書には追加提案である部分をはっきりと明示すること。	仕様書の範囲を超えて、本市にとって有意義な追加提案があるかを評価する。	3点
3 保守運用の評価				27/90
3-1	障害受付体制・障害対応	ネットワーク障害に対応する受付体制と、障害対応のサービスレベルの内容を、実際に障害が発生しこれが解決されるまでの過程について、想定される時間や旭川市側に必要な動きなどが分かるよう、具体的に記載すること。	障害発生時の連絡受付体制と、障害発生時の対応内容が十分であるかを評価する。	9点
3-2	運用支援	新庁舎全庁ネットワーク機器を情報政策課の職員が運用するに当たり、職員に専門知識がない場合を想定した上で、どのような支援メニューを提供できるか、具体的に記載すること。	情報政策課による新庁舎全庁ネットワーク機器の運用が円滑に行われるような支援内容であるかを評価する。	9点
3-3	既存の全庁ネットワーク基盤機器の保守運用業者との連携	新庁舎全庁ネットワーク機器の保守運用に当たり、必要となる既存の全庁ネットワーク基盤機器保守運用業者との連携について、どのようにして円滑に行うかを記載する。	保守運用に当たり、必要となる既存の全庁ネットワーク基盤機器側との調整が円滑に行われ、問題なく行えるかどうかを評価する。	6点
3-4	その他有意義な追加提案	仕様書に記載されている範囲を超えて、旭川市にとって有意義な追加機器等の提案があれば記載すること。このとき、提案書には追加提案である部分をはっきりと明示すること。	仕様書の範囲を超えて、本市にとって有意義な追加提案があるかを評価する。	3点
4 価格に対する評価				12/90
4-1	機器の賃貸借料	新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借料の参考見積額を記載する。		6点
4-2	保守運用業務委託料	新庁舎全庁ネットワーク機器保守運用業務の委託料の参考見積額を記載する。		6点
■評価点合計				90点